第５章 介護保険事業の円滑な運営

１　保険給付費等の見込み

（1） 介護保険給付に係る介護保険料算定の流れ

介護給付費等の見込みについては，第７期計画の実績を踏まえたうえで，介護給付・予防給付等の各サービスの特性を考慮するとともに，基盤整備の計画を勘案して推計し，第８期計画の３年間に必要な在宅サービスや施設サービス等の各サービスに係る費用「総給付費」を推計しました。

１．被保険者数の推計

推計人口に基づき，令和３年度から令和５年度までの被保険者数を推計する。

↓

２．要支援・要介護認定者数の推計

平成 30 年度から令和２年度までの被保険者数に対する要支援・要介護認定者数に基づき，１で推計した被保険者数を用いて要支援・要介護認定者数を推計する（第２号被保険者を含む）。

↓

３．サービス別の量の見込み

平成 30 年度から令和２年度までの給付実績を分析・評価し，令和３年度から令和５年度までの見込量を推計する。

↓

４．保険給付費・地域支援事業費の推計

サービス量の分析や制度改正のほか，新型コロナウイルス感染症の影響等の社会的状況も勘案しながら，総合的にサービス利用量を推計し，３年間（令和３～５年度）の必要給付費を算出する。また，補足給付費※や高額介護（介護予防）サービス費等の推計も行い，給付費に加える。地域支援事業費についても同様に算出を行う。

※補足給付費とは，低所得者の施設入所時等の食費・居住費を軽減するための給付

↓

５．保険料基準額の設定

令和３年度から令和５年度までの保険給付費等の推計，保険料段階別の被保険者数の推計及び国が示す保険料算定に必要な係数を基に，介護保険料基準額を設定する。

(2)　高齢者人口及び第１号被保険者

①　人口及び高齢者数

第７期計画期間中，総人口，高齢者人口とも増加しており，高齢者人口の伸びは，総人口の伸びを上回っています。また，高齢者人口の内訳を見ると，後期高齢者の人口及び割合が増加しています。

第８期計画期間中は，総人口，高齢者人口とも引き続き増加するものと推計しており，後期高齢者の人口の更なる増加を見込んでいます。

【総人口・高齢者人口の推計】

（単位：人）

	実績値			推計値				
	平成30年（2018）	令和元年（2019）	令和2年（2020）	令和3年（2021）	令和4年（2022）	令和5年（2023）	令和7年（2025）	令和22年（2040）
総人口	234,867	236,880	237,636	238,405	239,512	240,361	241,472	235,974
高齢者人口	50,262	50,772	51,229	51,686	52,101	52,417	53,451	73,420
高齢化率	21.4%	21.4%	21.6%	21.7%	21.8%	21.8%	22.1%	31.1%
前期高齢者	24,036	23,726	23,906	24,035	23,337	22,580	21,886	36,141
前期高齢化率	10.2%	10.0%	10.1%	10.1%	9.7%	9.4%	9.1%	15.3%
後期高齢者	26,226	27,046	27,323	27,651	28,764	29,837	31,565	37,279
後期高齢化率	11.2%	11.4%	11.5%	11.6%	12.0%	12.4%	13.1%	15.8%

※各年１０月１日時点

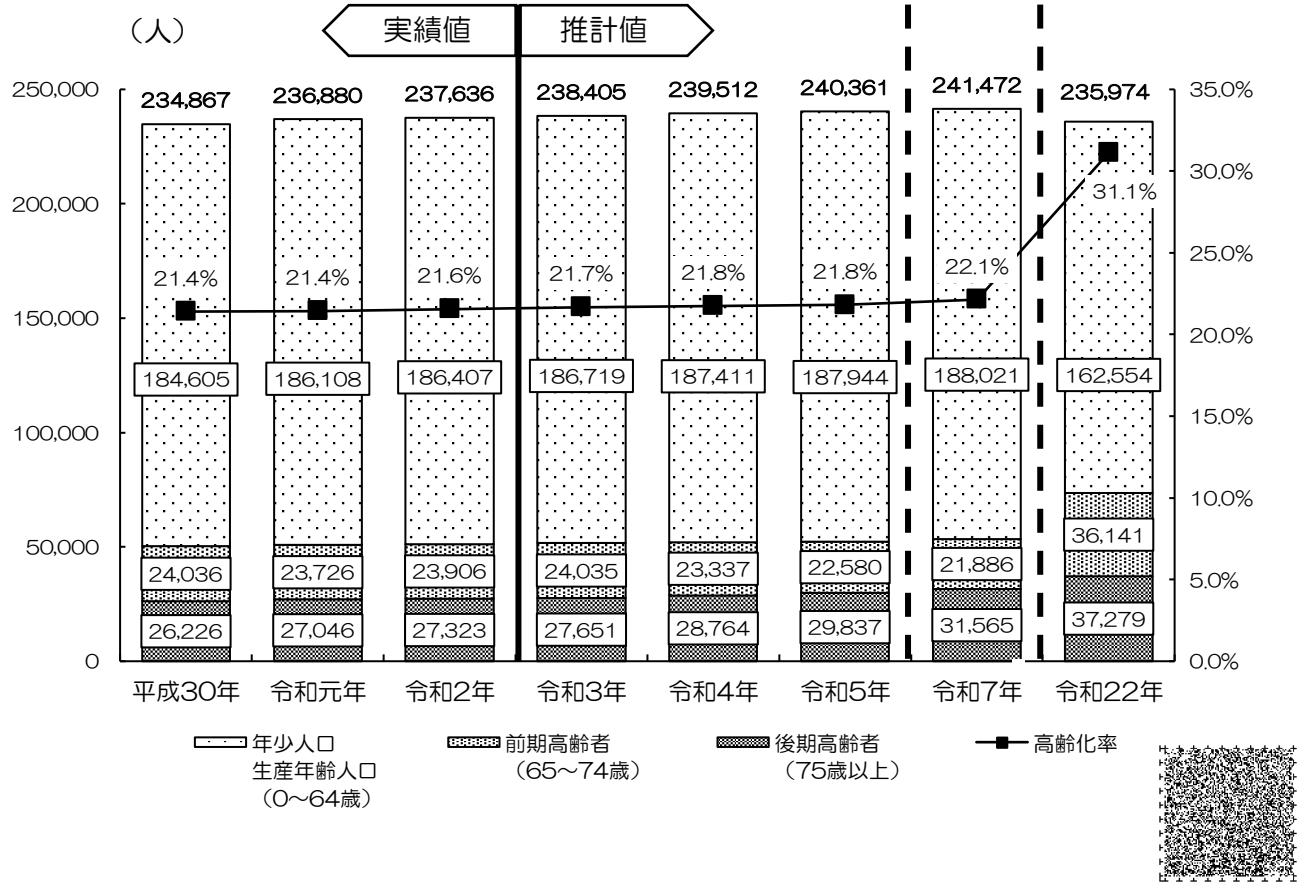

② 被保険者数

総人口・高齢者人口の推計から，第８期計画期間中は，第１号被保険者，第２号被保険者とも増加するものと見込んでいます。

第１号被保険者については，前期高齢者は減少傾向で推移する一方，後期高齢者は増加傾向で推移するものと見込んでおり，要支援・要介護認定者の人数及び介護給付費の増加を見込んでいます。

【被保険者数の推計】

（単位：人）

	実績値			推計値				
	平成30年（2018）	令和元年（2019）	令和2年（2020）	令和3年（2021）	令和4年（2022）	令和5年（2023）	令和7年（2025）	令和22年（2040）
第１号被保険者	50,555	51,007	51,468	52,035	52,452	52,768	53,801	73,769
前期高齢者	24,075	23,762	23,954	24,055	23,379	22,623	21,929	36,184
後期高齢者	26,480	27,245	27,514	27,980	29,073	30,145	31,872	37,585
第２号被保険者	82,865	84,443	85,713	86,212	87,145	88,067	89,277	79,202
被保険者数合計	133,420	135,450	137,181	138,247	139,597	140,835	143,078	152,971

※各年10月1日時点

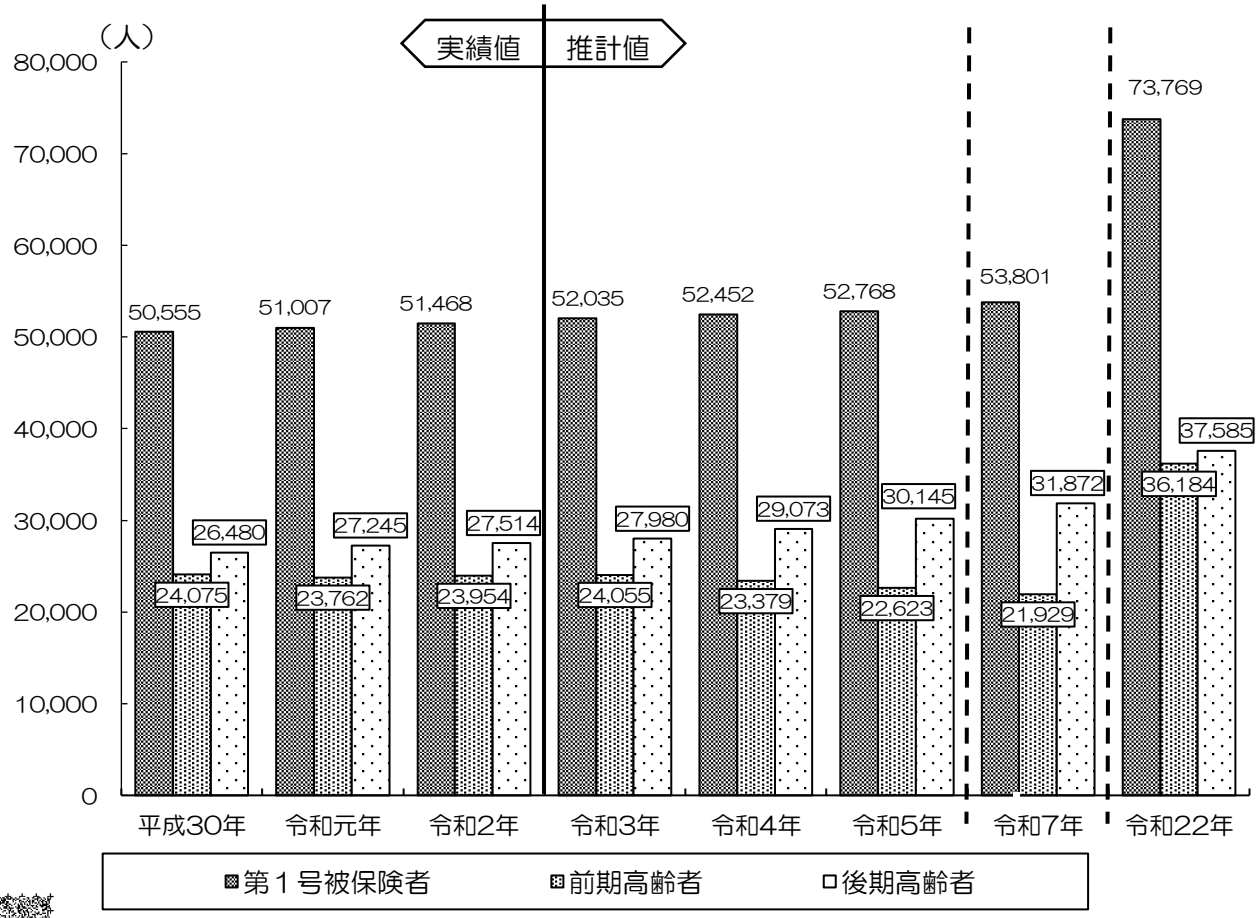

③　要支援・要介護認定者数

後期高齢者の人口の増加に伴い，第８期計画期間中においても要支援・要介護認定者数の増加，認定率の上昇を見込んでいます。

【要支援・要介護認定者数の推計】

（単位：人）

	実績値			推計値				
	平成30年（2018）	令和元年（2019）	令和2年（2020）	令和3年（2021）	令和4年（2022）	令和5年（2023）	令和7年（2025）	令和22年（2040）
要支援１	1,993	1,916	1,948	1,894	1,908	1,951	2,021	2,477
要支援２	1,597	1,664	1,672	1,750	1,809	1,861	1,928	2,416
要介護１	1,826	1,919	1,899	2,000	2,049	2,111	2,211	2,840
要介護２	1,600	1,648	1,670	1,732	1,796	1,861	1,953	2,575
要介護３	1,142	1,164	1,187	1,212	1,232	1,263	1,330	1,771
要介護４	1,177	1,187	1,247	1,261	1,268	1,314	1,388	1,840
要介護５	950	945	875	893	925	955	1,006	1,348
合計	10,285	10,443	10,498	10,742	10,987	11,316	11,837	15,267
認定率	19.9%	20.1%	20.0%	20.3%	20.6%	21.1%	21.6%	20.4%

※各年10月1日時点

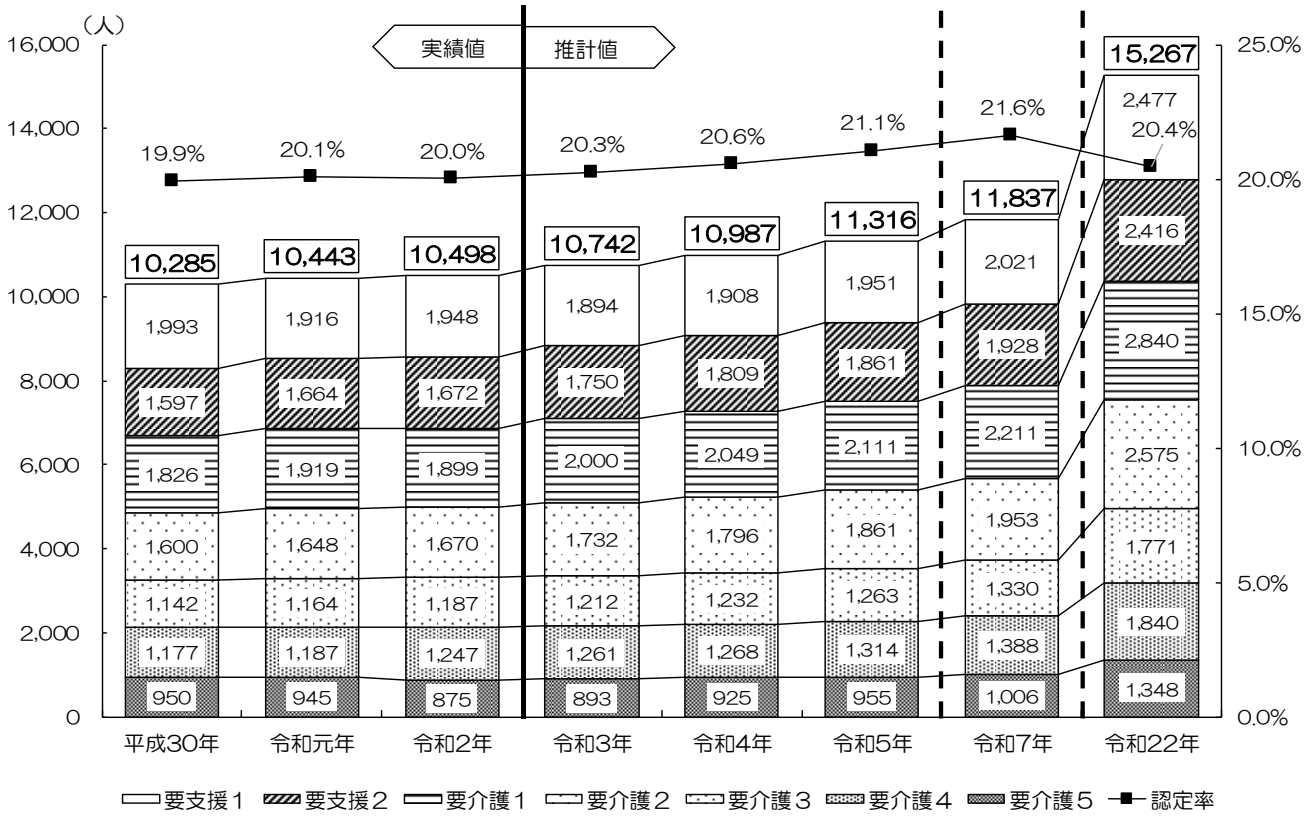

(3) 介護給付費の見込み

高齢者人口の増加などに伴い，介護給付費をはじめとする介護保険総費用は増加傾向にあります。令和元年度の実績値（合計）は，約150億円となっており，平成２４年度の約112億円から約38億円の増加となっています。

高齢者人口の増加に伴い，引き続き，介護給付費も増加する見込みであることから，持続可能な制度とするための取組が必要です。

【介護保険総費用の推移（実績）】

（単位：百万円）

	第５期計画期間			第６期計画期間			第７期計画期間	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅サービス	6,115	6,572	6,950	7,058	6,882	7,194	7,527	7,925
地域密着型サービス	664	782	804	862	1,264	1,355	1,380	1,379
施設サービス	3,571	3,755	3,956	3,989	3,943	3,990	4,006	4,024
その他経費	607	643	695	739	752	748	759	877
地域支援事業費	252	279	289	295	357	763	851	828
合計	11,209	12,032	12,693	12,941	13,198	14,051	14,522	15,033

※ 単位未満四捨五入のため，数値が一致しない場合があります。

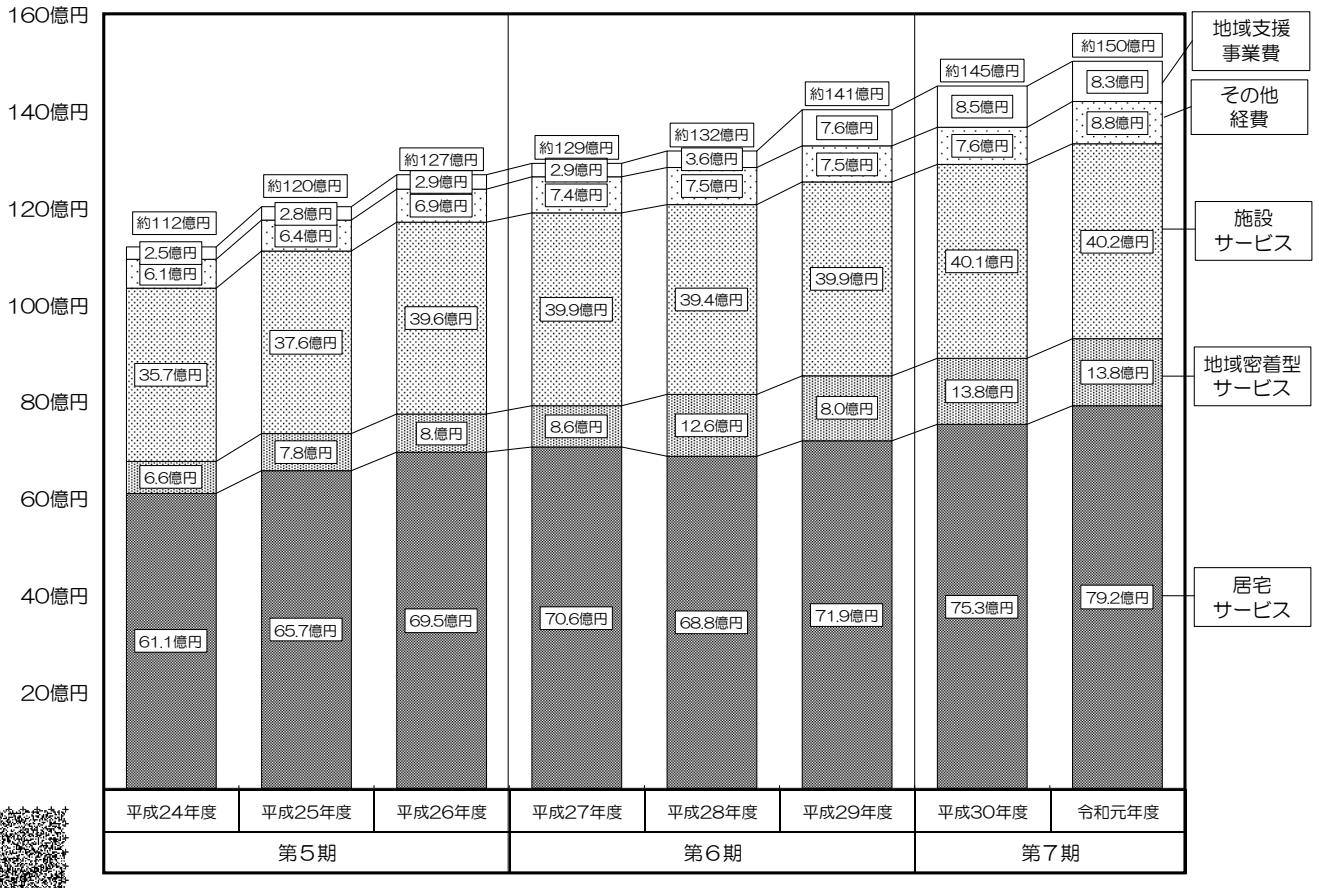

①　居宅サービス・介護予防サービスの給付費

第７期計画期間中の実績を踏まえ，在宅で暮らし続けるためのサービスや医療系サービスの伸びを見込んで推計しています。

なお，令和２年度のサービス利用実績において，新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言期間を中心とした減少影響が生じているため，この影響も考慮して推計しています。

②　地域密着型サービスの給付費

認知症になったり，介護が必要になっても，できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援するサービスです。

第８期計画期間中に整備を予定している「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」,「小規模多機能型居宅介護」,「看護小規模多機能型居宅介護」等の利用者の増加を見込んで推計しています。

③　施設サービスの給付費

第８期計画期間中は，介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備は予定していませんが，既存の施設の稼働状況等を踏まえた利用者数を見込んで推計しています。

なお，介護療養型医療施設については，令和５年度をもって廃止し，慢性期の医療・介護ニーズへ対応するための介護保険施設である「介護医療院」へ転換することになっています。現在，市内には，介護医療院はありませんが，市外の施設の利用者について見込んでいます。

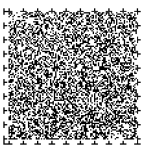

【介護サービス見込量の推計】

（単位：千円）

		令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
（1）居宅サービス		7,620,957	8,023,956	8,449,180	8,864,279	11,759,563
訪問介護	給付費	1,430,345	1,507,279	1,603,263	1,658,397	2,211,220
	回数（回）	37,117	39,056	41,550	42,986	57,326
	人数（人）	1,714	1,814	1,926	2,007	2,651
訪問入浴介護	給付費	112,934	121,678	128,298	130,618	175,512
	回数（回）	716	771	813	827	1,112
	人数（人）	137	142	149	152	204
訪問看護	給付費	766,003	811,279	870,057	903,276	1,198,928
	回数（回）	13,307	14,067	15,084	15,670	20,788
	人数（人）	1,215	1,282	1,370	1,422	1,881
訪問リハビリテーション	給付費	76,386	80,851	82,682	86,841	115,332
	回数（回）	2,008	2,125	2,173	2,283	3,032
	人数（人）	170	176	179	187	248
居宅療養管理指導	給付費	386,599	403,704	418,003	433,976	576,781
	人数（人）	2,206	2,304	2,385	2,477	3,292
通所介護	給付費	1,554,101	1,703,542	1,831,943	1,964,314	2,601,694
	回数（回）	16,596	18,167	19,531	20,956	27,669
	人数（人）	1,550	1,653	1,764	1,893	2,493
通所リハビリテーション	給付費	284,551	292,801	306,191	320,278	423,555
	回数（回）	2,682	2,771	2,893	3,026	3,996
	人数（人）	388	397	412	431	569
短期入所生活介護	給付費	379,930	384,199	399,489	415,548	554,563
	日数（日）	3,629	3,668	3,813	3,970	5,290
	人数（人）	349	352	366	381	507
短期入所療養介護（老健）	給付費	61,645	61,679	63,912	66,233	89,203
	日数（日）	428	428	445	461	619
	人数（人）	52	52	54	56	75
福祉用具貸与	給付費	452,163	472,243	491,751	512,027	682,501
	人数（人）	2,603	2,727	2,843	2,967	3,932
特定福祉用具購入費	給付費	17,697	18,042	18,757	19,124	25,391
	人数（人）	48	49	51	52	69
住宅改修費	給付費	20,958	21,875	23,023	24,625	31,995
	人数（人）	23	24	25	27	35
特定施設入居者生活介護	給付費	2,077,645	2,144,784	2,211,811	2,329,022	3,072,888
	人数（人）	839	866	893	940	1,238
（2）地域密着型サービス		1,620,300	1,828,236	2,019,519	2,177,176	2,633,134
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	44,931	44,168	87,929	89,143	88,929
	人数（人）	20	20	40	40	40
地域密着型通所介護	給付費	488,261	545,850	582,331	609,260	803,889
	回数（回）	5,208	5,810	6,168	6,453	8,488
	人数（人）	582	637	674	705	926
認知症対応型通所介護	給付費	173,256	205,827	237,822	248,105	331,566
	回数（回）	1,200	1,427	1,653	1,726	2,305
	人数（人）	118	137	158	165	220
小規模多機能型居宅介護	給付費	79,002	79,045	158,091	158,091	158,091
	人数（人）	29	29	58	58	58
認知症対応型共同生活介護	給付費	617,887	618,230	618,230	737,461	915,543
	人数（人）	189	189	189	225	279
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	98,995	99,050	99,050	99,050	99,050
	人数（人）	29	29	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	117,968	236,066	236,066	236,066	236,066
	人数（人）	29	58	58	58	58
（3）施設サービス		4,474,633	4,618,474	4,725,579	5,119,051	6,767,370
介護老人福祉施設	給付費	2,938,768	3,074,774	3,175,462	3,341,954	4,398,491
	人数（人）	878	918	948	997	1,311
介護老人保健施設	給付費	1,051,476	1,052,059	1,052,059	1,185,426	1,576,483
	人数（人）	294	294	294	331	440
介護医療院	給付費	248,256	372,302	498,058	591,671	792,396
	人数（人）	52	78	105	124	166
介護療養型医療施設	給付費	236,133	119,339	0		
	人数（人）	53	27	0		
（4）居宅介護支援	給付費	656,733	682,763	709,611	740,972	979,872
	人数（人）	3,775	3,926	4,079	4,262	5,625
合　計	給付費	14,372,623	15,153,429	15,903,889	16,901,478	22,139,939

※単位未満四捨五入のため，数値が一致しない場合があります。

【介護予防サービス見込量の推計】

（単位：千円）

		令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）	令和22年度（2040）
（1）介護予防サービス		495,843	515,897	538,582	556,725	693,741
介護予防訪問看護	給付費	129,501	139,129	149,406	154,662	193,390
	回数（回）	2,864	3,075	3,302	3,418	4,275
	人数（人）	303	323	345	357	446
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	16,943	17,580	18,480	18,930	23,775
	回数（回）	451	467	491	503	632
	人数（人）	39	40	42	43	54
介護予防居宅療養管理指導	給付費	40,340	41,269	42,478	43,838	54,722
	人数（人）	267	273	281	290	362
介護予防通所リハビリテーション	給付費	80,567	82,394	84,708	88,033	109,576
	人数（人）	205	209	215	223	277
介護予防短期入所生活介護	給付費	6,025	6,028	6,028	6,028	7,690
	日数（日）	75	75	75	75	96
	人数（人）	11	11	11	11	14
介護予防福祉用具貸与	給付費	74,034	77,682	79,708	82,621	102,973
	人数（人）	1,044	1,092	1,120	1,161	1,445
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	5,314	5,615	5,932	5,932	7,186
	人数（人）	17	18	19	19	23
介護予防住宅改修	給付費	17,863	17,863	18,636	19,761	24,332
	人数（人）	19	19	20	21	26
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	125,256	128,337	133,206	136,920	170,097
	人数（人）	134	137	142	146	181
（2）地域密着型介護予防サービス		0	0	0	0	0
（3）介護予防支援	給付費	77,508	82,013	84,985	88,078	109,549
	人数（人）	1,304	1,379	1,429	1,481	1,842
合　計	給付費	573,351	597,910	623,567	644,803	803,290

※単位未満四捨五入のため，数値が一致しない場合があります。

(4) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業は，高齢者が要支援・要介護状態になる前に心身の状態を維持・向上させ，生活機能の改善を図ることで，地域において自立した日常生活を継続して送ることができるようにする事業であり，「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」と「包括的支援事業・任意事業」に区分しています。

【地域支援事業費の推計】

（単位：千円）

	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)	令和７年度 (2025)
介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防事業費含む）	617,993	637,197	653,982	681,223
介護予防・生活支援サービス事業費（諸費含む）	612,114	631,318	648,103	673,407
一般介護予防事業費	5,879	5,879	5,879	7,816
包括的支援事業・任意事業費	387,704	401,803	415,902	463,399
地域包括支援センター運営費	277,934	277,934	277,934	319,806
在宅医療・介護連携推進事業費	46,088	46,088	46,088	46,085
生活支援体制整備事業費	34,708	48,807	62,906	62,906
認知症総合支援事業費	22,712	22,712	22,712	27,210
地域ケア会議推進事業費	4,000	4,000	4,000	5,130
任意事業費	2,262	2,262	2,262	2,262
合計	1,005,697	1,039,000	1,069,884	1,144,623

※単位未満四捨五入のため，数値が一致しない場合があります。

(5) 第８期計画の総事業費の見込み

総給付費（介護給付費及び予防給付費）に，特定入所者介護サービス費（補足給付）や高額介護サービス費などを合計した額が標準給付費となり，さらに，地域支援事業費を合計した額が介護保険総費用となります。

第８期計画期間の介護保険総費用は，約524.7億円となり，第７期計画期間の計画値と比較すると，約32.9億円の増となります。

【介護保険総費用の推計】

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第８期計
■標準給付費見込額	15,660,792	16,449,125	17,245,483	49,355,400
総給付費	14,945,974	15,751,339	16,527,456	47,224,769
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	283,128	262,526	270,120	815,774
特定入所者介護サービス費等給付額	339,079	348,885	358,975	1,046,938
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	55,951	86,358	88,854	231,164
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	382,865	385,050	396,186	1,164,102
高額介護サービス費等給付額	400,138	411,709	423,616	1,235,464
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	17,273	26,659	27,430	71,362
高額医療合算介護サービス費等給付額	33,205	34,146	35,174	102,525
算定対象審査支払手数料	15,621	16,063	16,547	48,230
■地域支援事業費	1,005,697	1,039,000	1,069,884	3,114,581
介護予防・日常生活支援総合事業費	617,993	637,197	653,982	1,909,172
包括的支援事業及び任意事業費	387,704	401,803	415,902	1,205,409
■介護保険総費用	16,666,489	17,488,125	18,315,367	52,469,981

※単位未満四捨五入のため，数値が一致しない場合があります。

【第７期計画と第８期計画の比較】

	【第７期計画値】	【第８期計画値】	
人口	令和元年 10 月 235,439 人	令和 4 年 10 月 239,512 人	第 7 期 ⇒ 第 8 期 4,073 人（1.7%増）
第１号被保険者	令和元年 10 月 50,841 人	令和 4 年 10 月 52,452 人	第 7 期 ⇒ 第 8 期 1,611 人（3.2%増）
認定者数	令和元年 10 月 10,603 人	令和 4 年 10 月 10,987 人	第 7 期 ⇒ 第 8 期 384 人（3.6%増）
介護保険総費用	第 7 期 （平成 30～令和 2 年度） 491.8 億円	第 8 期 （令和 3～5 年度） 524.7 億円	第 7 期 ⇒ 第 8 期 32.9 億円（6.7%増）

※　第８期については，全て推計値を使用

2　サービスの基盤整備

高齢者が，住み慣れた地域で可能な限り生活し続けられる社会を目指すという，地域密着型サービスの創設意義に基づき，引き続き，基盤整備の着実な推進に努めることが必要となります。調布市では，これまでも施設・居宅サービスのバランスを勘案しつつサービス基盤の整備を進めてきました。2025年，さらには2040年を見据えた「介護離職ゼロ」の実現に向け，８つの福祉圏域において，住み慣れた地域で自分らしく最期まで生活する「地域包括ケアシステム」の理念のもと，介護保険サービス全体のバランス等を考慮したうえで，基盤整備を進めていきます。

第７期計画の取組と課題

地域密着型サービスについては，「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」を令和元年度に１か所開設しました。これにより，８つの福祉圏域全てに整備が完了しましたが，今後も，高齢者人口に対する整備率を踏まえた整備が課題となります。

また，小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については，現在，それぞれ１か所の配置となっており，新規利用者の受入れが困難な状況となっています。しかし，第７期計画期間中においては，公募要件にあった事業者がなく，整備には至りませんでした。これらのサービスは，在宅での介護の支援に有効であることから，整備手法も含め，第８期計画への位置づけを検討する必要があります。

一方で，地域密着サービスの基盤整備については，整備に伴う介護保険料への影響を考慮しつつ，検討する必要があります。

【第７期における整備実績】

【調布市全体】	第６期終了時点（第7期計画時点）（A）	第７期計画値			第７期実績値（令和2年度末）（B）	第７期終了時点（令和2年度末）（A＋B）
		平成30年度	令和元年度	令和２年度		
認知症対応型共同生活介護	10か所（171人）	－	1か所（18人）	－	1か所（18人）	11か所（189人）
小規模多機能型居宅介護	1か所（29人）	1か所（29人）	－	－	－	1か所（29人）
看護小規模多機能型居宅介護	1か所（29人）	－	－	1か所（29人）	－	1か所（29人）

【地域密着型サービスの基盤整備状況】

		緑ケ丘 滝坂 小学校 地域	若葉 調和 小学校 地域	上ノ原 柏野 小学校 地域	北ノ台 深大寺 小学校 地域	第二 八雲台 国領 小学校 地域	染地 杉森 布田 小学校 地域	第一 富士見台 多摩川 小学校 地域	第三 石原 飛田給 小学校 地域	合計
①	認知症対応型 通所介護		２か所 (24 人)			２か所 (24 人)			１か所 (12 人)	５か所 (60 人)
②	認知症対応型 共同生活介護	１か所 (18 人)	１か所 (18 人)	２か所 (36 人)	２か所 (27 人)	１か所 (18 人)	２か所 (36 人)	１か所 (18 人)	１か所 (18 人)	11 か所 (189 人)
③	小規模多機能型 居宅介護		１か所 (29 人)							１か所 (29 人)
④	夜間対応型 訪問介護									０か所
⑤	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護				１か所 (29 人)					１か所 (29 人)
⑥	地域密着型特定施設 入居者生活介護									０か所
⑦	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護			１か所 (20 人)						１か所 (20 人)
⑧	看護小規模多機能型 居宅介護	１か所 (29 人)								１か所 (29 人)
⑨	地域密着型 通所介護	３か所 (35 人)	２か所 (28 人)	１か所 (14 人)	３か所 (29 人)	１か所 (10 人)	４か所 (50 人)	２か所 (25 人)	３か所 (46 人)	19 か所 (237 人)

※　令和３年３月１日現在

第８期計画の取組

第８期計画の取組は，未整備の福祉圏域を優先に，他の圏域と比較して整備率が低い地域などの状況を踏まえ，公募する圏域を設定します。

なお，認知症対応型通所介護については，様々な状況を踏まえつつ，必要に応じて検討します。

第8期計画期間における地域密着型サービスの整備予定は下表のとおりですが，整備年度については，状況に応じて変更する場合があります。

【基盤整備（定員数）】

【調布市全体】	第７期終了時点 （令和２年度末） (A)	第８期計画値（B）			第８期終了時点 （令和５年度末） (A＋B)
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	
認知症対応型 共同生活介護	11 か所 (189 人)			1 か所 (18 人)	12 か所 (207 人)
小規模多機能型 居宅介護	1 か所 (29 人)		1 か所 (29 人)		2 か所 (58 人)
看護小規模多機能型 居宅介護	1 か所 (29 人)	1 か所 (29 人)			2 か所 (58 人)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1 か所 (20 人)		1 か所 (20 人)		2 か所 (40 人)

3　持続可能な介護保険制度の運営

(1)　保険者機能強化に向けた地域マネジメントの推進

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止，地域共生社会の実現を図るとともに，制度の持続可能性を確保することに配慮し，介護サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにする必要があります。

そのため各保険者は，地域の実態把握・課題分析（地域マネジメント）を行い，それらを踏まえた自立支援・重度化防止の取組を立案，介護保険事業計画に記載のうえ実施し，その達成状況を評価報告することとなりました。

調布市においても，これまで行ってきた取組をベースに，地域包括ケア「見える化」システムでの分析，実態調査の結果に基づき，その取組を検討していきます。それらを通して保険者機能を強化し，制度の円滑な運営と持続可能性の確保を行います。

保険者機能の強化における，自立支援・重度化防止及び地域マネジメントの取組に基づく，保険者機能の強化及び地域マネジメントの推進イメージは以下のとおりです。

【調布市の保険者機能の強化及び地域マネジメントの推進イメージ】

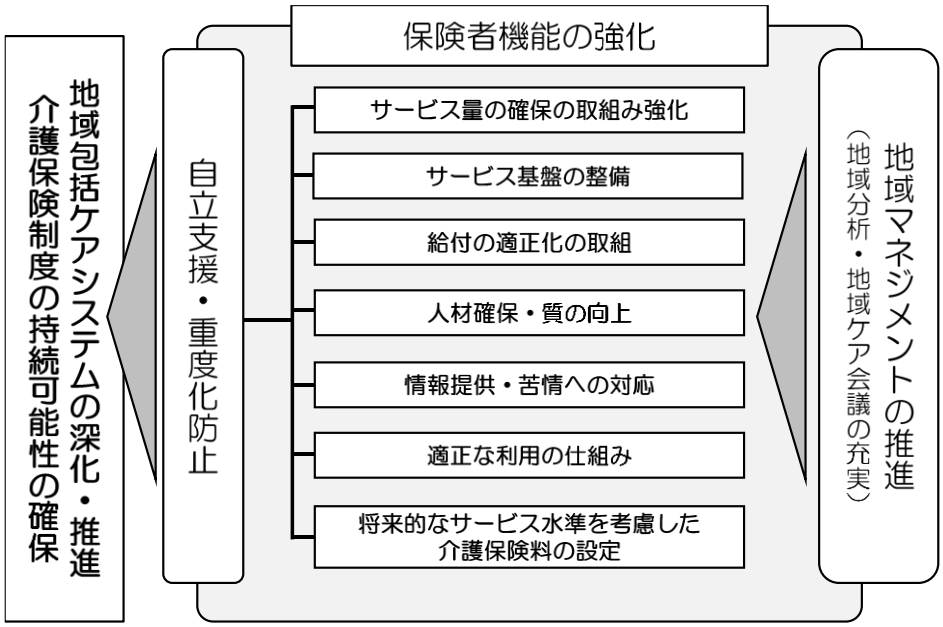

地域マネジメントの推進のイメージ

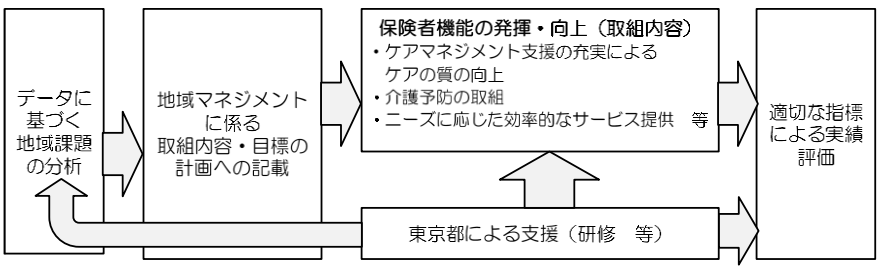

(2)　地域包括ケア「見える化」システムによる調布市の特徴

①　調整済み認定率の比較

調整済み認定率を比較すると，調布市は，全国及び東京都の平均を上回っていますが，要支援１，要支援２の認定率が高いことが特徴となっています。その理由としては，早期に高齢者の状態把握に努めていることや，市の独自サービスの充実などが挙げられます。

【調整済み認定率（要介護度別）】

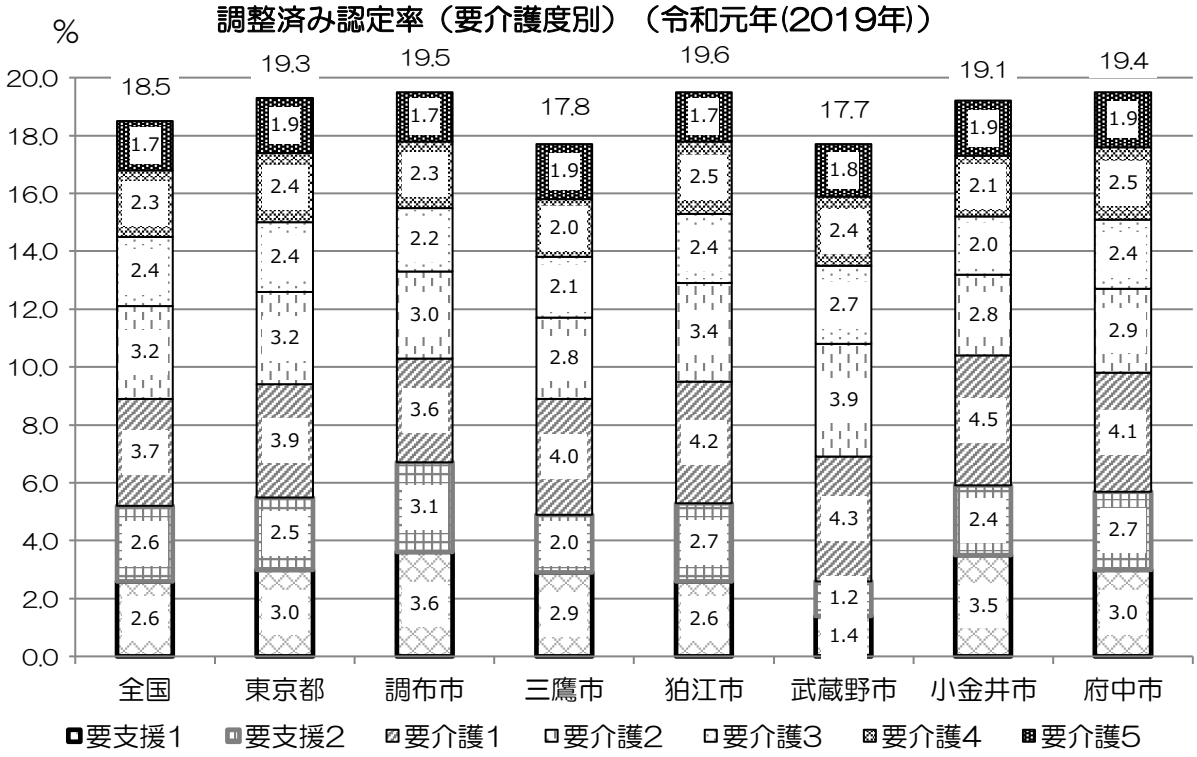

（時点）令和元年(2019年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

②　第１号被保険者１人当たり給付月額（サービス種類別）

サービス種類別に被保険者１人当たりの給付月額を見ると，介護老人福祉施設や特定施設などの施設系サービスに係る給付月額が，全国及び東京都の平均を上回っており，通所介護等の在宅サービスに係る給付月額が低くなっています。

【第１号被保険者１人当たり給付月額（サービス種類別）】

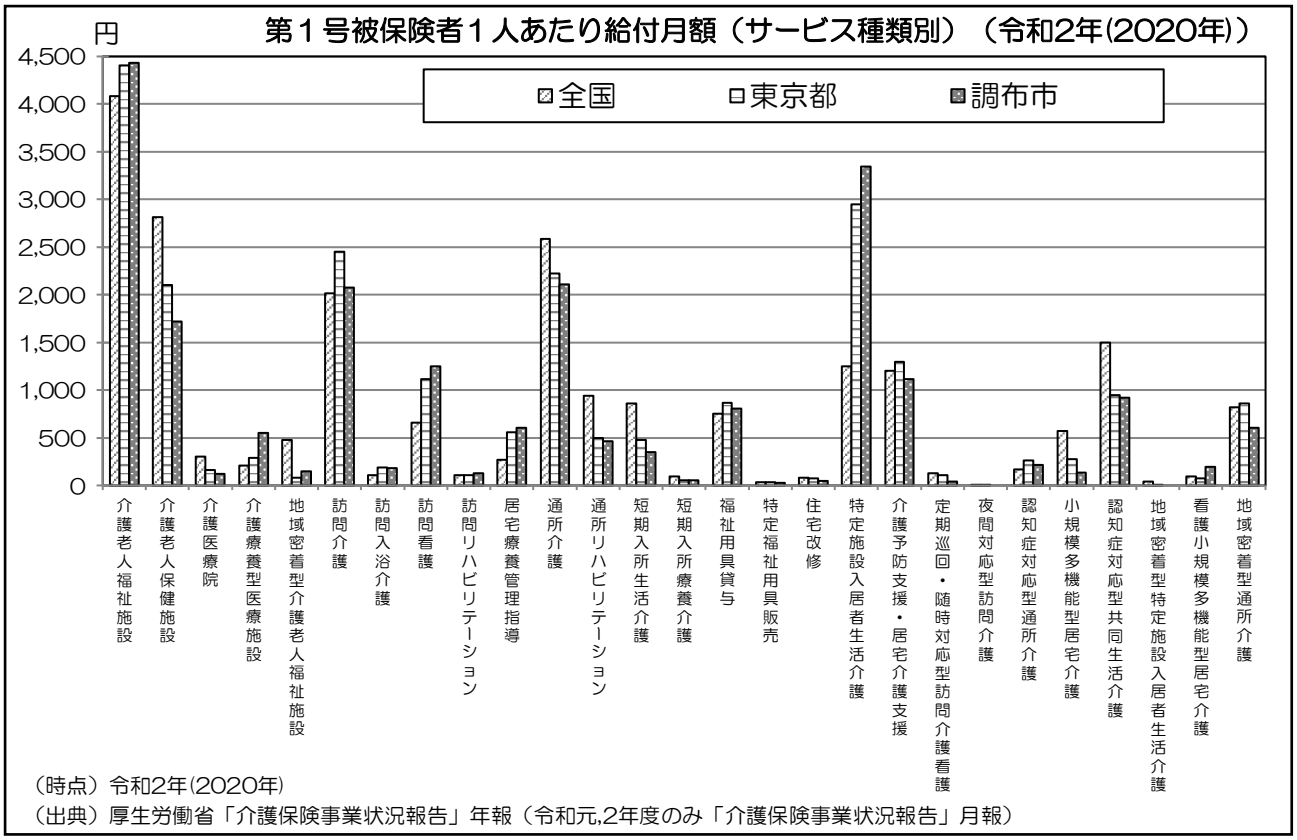

（時点）令和2年(2020年)
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

③　リハビリテーションの要介護度別利用率

訪問リハビリテーションは，東京都平均及び近隣６市平均を上回っています。一方，通所リハビリテーションは，東京都平均は上回っているものの，近隣市平均を下回っており，特に要介護１以上の利用率が低くなっています。

※利用率 ＝ 受給者数 ／ 認定者数

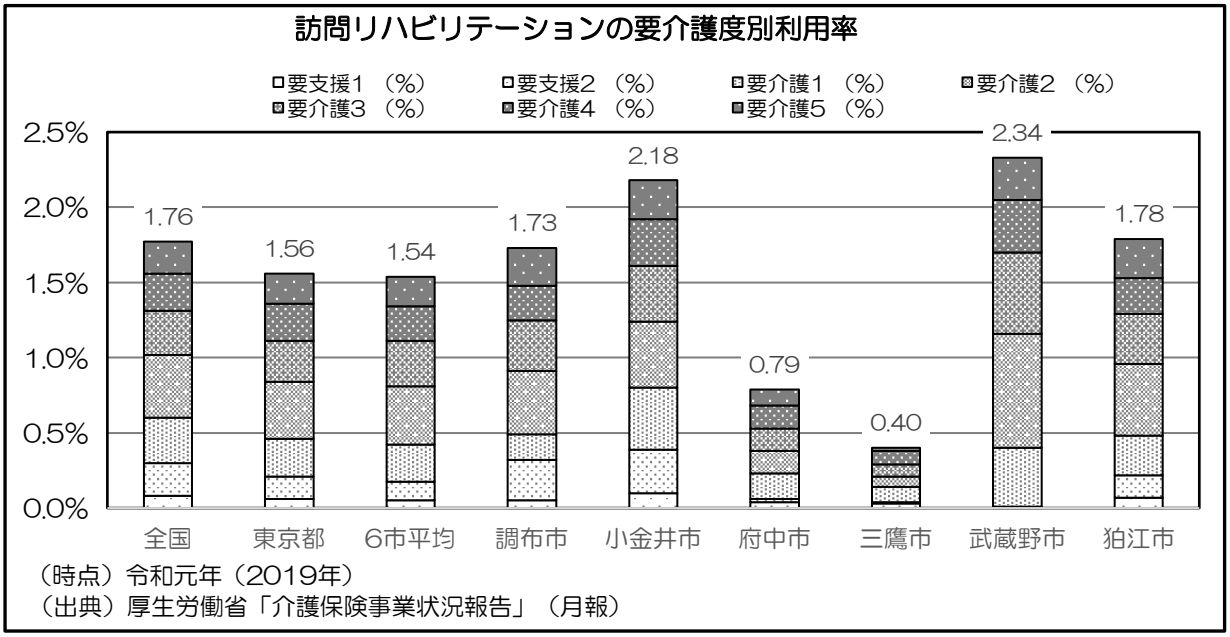

（時点）令和元年（2019年）
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」（月報）

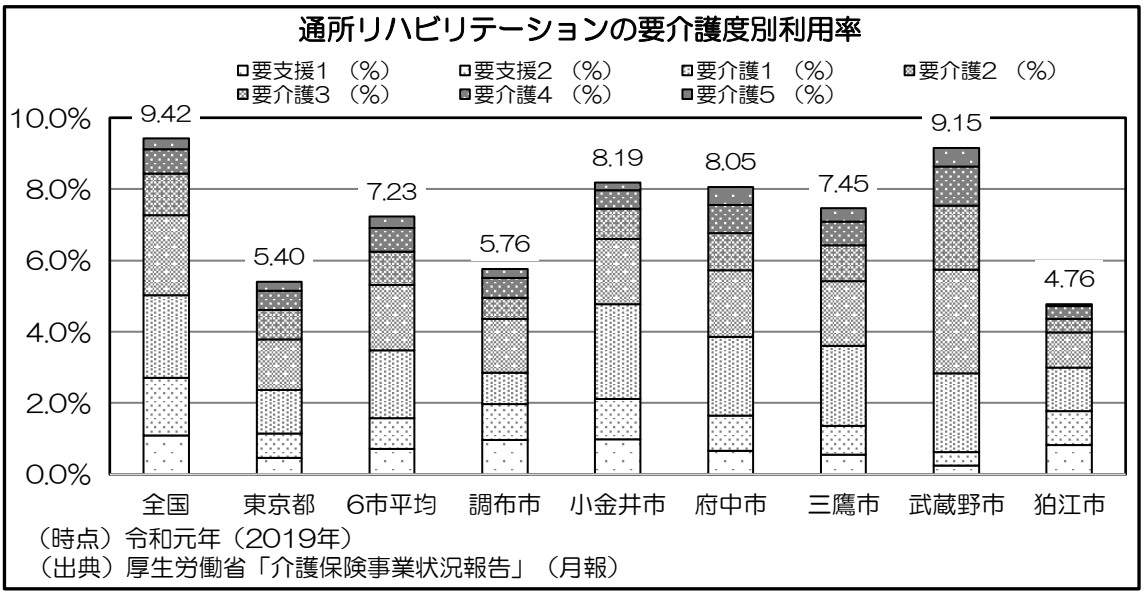

（時点）令和元年（2019年）
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」（月報）

(3)　給付の適正化と質の向上に向けた取組

介護給付の適正化とは，介護サービスを必要とする方を適正に認定し，適切なケアマネジメントを実施し，事業者が適正にサービスを提供するよう促すことです。

適正なサービス提供の確保と，その結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ることが，介護保険制度の信頼性を高め，持続可能な制度の構築に資することになります。

給付の適正化に向けた取組と目標については，地域の実情やこれまでの取組を踏まえ，「第８期東京都高齢者保健福祉計画」と整合を図ります。

第７期計画の取組と課題

介護給付の適正化を推進するため，介護給付適正化の主要５事業への取組を継続して実施しました。また，適正なサービス提供を推進するため，介護支援専門員や介護保険事業者に対する研修会の開催や実地指導を継続して実施するとともに，縦覧点検の確認帳票を拡充しました。

介護給付の適正化については，主要５事業全てを実施していますが，実施件数がいずれも少ないことが課題となっています。また，ケアプラン点検及び住宅改修・福祉用具の点検については，新型コロナウイルス感染症の影響により，

令和２年度は実施を見送りました。今後は実施方法の改善など，事業の持続性を高めるための取組についても検討します。

【事業者支援業務（研修会の実施）】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
研修会の開催	2 回	10 回	3 回
	・他市実施事業視察 ・介護支援専門員の気づきを促すケアプラン点検	・スーパービジョン ・リ・アセスメント支援シート	・スーパービジョン ・リ・アセスメント支援シート （2 回中 1 回中止）

【適正化事業の実施状況】

主要５事業の実施状況	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
要介護認定の適正化	厚生労働省の技術的助言（平成 28 年度実施）により，改善した内容について，介護認定審査会委員研修で共有を図った。	地域包括ケア「見える化」システム及び業務分析データを活用し，調査項目の選択率や審査判定の傾向，特徴を把握した。	地域包括ケア「見える化」システム及び業務分析データにより把握した調査項目の選択率や審査判定の傾向について，介護認定審査会合同会議にて審査会委員に周知した。
ケアプランの点検	5 件	4 件	12 件
住宅改修等の点検	5 件	6 件	6 件
医療情報との突合・縦覧点検	8 帳票	5 帳票	5 帳票
介護給付費の通知	1 回	1 回	1 回

【実地指導の実施状況】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業者実地指導の件数	43 件	30 件	28 件

第８期計画の取組

①　要介護認定の適正化

全国一律の基準に基づき要支援・要介護認定を行います。認定に当たり，丁寧かつ適切な調査・審査が行われるよう，厚生労働省からの技術的助言や地域包括ケア「見える化」システム等を活用し，各種研修を継続して実施します。また，各審査会における審査等，合議体・委員間で情報を共有し，認定審査の平準化を図ります。

基本的考え方	取組目標
全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に実施される。（要介護認定の平準化）	○要介護認定の調査項目の選択率や審査判定の傾向・特徴を把握する。

②　ケアプランの点検

主任介護支援専門員を中心としたケアプラン点検を行い，利用者の自立支援に資するケアプランになっているかについて，介護支援専門員と共に確認することで気づきを促します。また，点検から得られた悩みやつまずき，地域の課題などを共有するとともに研修会への参加を促すなど，ケアマネジメントの質の向上を図ります。

基本的考え方	取組目標
保険者と介護支援専門員が協力してケアプラン点検を適切に実施することで，自立支援に資するケアマネジメントを達成する。	○「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を参考に，主任介護支援専門員を中心にケアプラン点検を実施する。

③　住宅改修・福祉用具の点検

利用者の心身の状態にあった住宅改修・福祉用具とは何か，どのような点に留意すればよいかなど，介護支援専門員や施工業者の理解を促進するとともに，適切な給付が行われるよう，利用者に対する訪問調査を実施します。また，調査の際に点検すべき項目を記載したチェックシートの見直しを適宜行い，事業内容の充実を図ります。福祉用具利用者に対する訪問調査についても引き続き実施します。

基本的考え方	取組目標
受給者の実態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修・福祉用具の利用を排除し，利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修・福祉用具の利用を進める。	○事業者に対して，制度の趣旨・手続きなどについての研修会の実施も検討しながら普及啓発を図る。 ○改修工事を行おうとする利用者や福祉用具の利用者に対する訪問調査について，多職種と連携しながら，適切な利用の促進を図る。

④　縦覧点検・医療情報との突合

利用者ごとに，複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し，点検します（縦覧点検）。また，医療保険の入院情報と介護保険の給付情報の突合や事業者への照会・確認を行うことで，請求内容の適正化を図ります。

基本的考え方	取組目標
報酬請求が誤っている可能性の高い事業所に対して確認等適切な処置を行い，適正な報酬請求を促す。	○介護サービス事業者等に支払われた介護報酬について，複数月にまたがる支払状況の確認や医療保険と介護保険との給付情報の突合を行い，提供されたサービスの整合性等について，点検を行う。 ○縦覧点検の拡充を図るためには，事業者の理解が不可欠であることを踏まえ，事業所へ向けた縦覧点検事業の理解に向けた取組を検討する。

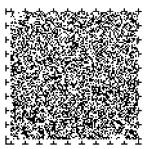

⑤　介護給付費通知

利用者が自分の受けた介護サービスを改めて確認できるよう，介護給付費通知を発送し，適切なサービスの利用について検討を促すとともに，事業者に適切なサービス提供を啓発します。通知の送付に当たっては，介護保険制度の説明や通知の見方についてのリーフレットを同封するなど，効果的な実施に取り組みます。

基本的考え方	取組目標
受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに，介護給付適正化を進める目的や意義を共有する。	○わかりやすく，かつ効果的な介護給付費通知となるよう実施する。

(4)　サービスの質の向上と保険給付の円滑化

第７期計画の取組と課題

①　サービスの質の向上に対する取組

市内の介護支援専門員や介護保険事業者のサービスの質の向上を図るため，介護支援専門員調布連絡協議会，介護保険サービス事業者調布連絡協議会，地域密着型サービス事業者に対して，協議会や研修会等の開催・運営に対する支援を行いました。

研修や会議の開催に当たっては，人員体制等の理由から参加が困難な事業所があることに加え，今般の新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い開催中止となった現状を踏まえ，ＩＣＴの活用等についても検討する必要があります。

福祉人材の確保・育成については，これまで「調布市福祉人材育成センター」による福祉人材の養成や研修を通じた離職防止・育成に取り組んできましたが，介護人材の高齢化や今後の生産年齢人口の減少を踏まえると，更なる取組が必要となっています。

また，介護分野の文書に係る負担軽減について，国・保険者（市）・事業者の共通課題として取り組んでいく必要があります。

【介護支援専門員調布連絡協議会の開催状況】

年度	会員数	総会	役員会	研修会	延べ参加者数
平成29年度	271人	1回	11回	5回	308人
平成30年度	272人	1回	11回	5回	277人
令和元年度	263人	1回	11回	3回	191人

【介護保険サービス事業者調布連絡協議会の開催状況】

年度	会員数	定例会	役員会	研修推進委員会	研修会等（定例会同時開催含む）	延べ参加者数
平成29年度	80か所	2回	4回	5回	10回	430人
平成30年度	79か所	2回	3回	5回	9回	234人
令和元年度	75か所	1回	4回	4回	5回	138人

【認知症高齢者グループホーム連絡会の開催状況】

年度	グループホーム連絡会の開催状況	研修会の開催支援	
		回数	研修内容
平成29年度	５回（研修会含む）	１回	業務改善
平成30年度	５回	なし	
令和元年度	４回（研修会含む） その他，ブロック会議の開催 ※新型コロナウイルス感染症の影響により，第５回中止	２回	認知症ケア，看取り

【認知症対応型通所介護事業所連絡会の開催状況】

年度	認知症対応型通所介護事業所連絡会の開催状況
平成 30 年度	１回
令和元年度	２回 ※新型コロナウイルス感染症の影響により，第３回中止

②　利用者への情報提供・支援

利用者に対する情報提供として，介護保険に関する情報を市報やホームページで発信するとともに，出前講座の実施やパンフレットなどの作成・配布を通して広報を行いました。また，情報提供の充実を図るため，平成31年２月から新たな情報冊子として，介護サービス事業所ガイドブック「ハートページ」を発行しました。

介護サービスの苦情に対しては，事業所，東京都国民健康保険団体連合会と連携して対応を行いました。

【市報ちょうふ（令和元年度実績）】

発行日		掲載内容
1	６月 20 日	第１号被保険者（65 歳以上の方）の保険料，負担割合証の発送
2	８月５日	介護保険サービスの利用料軽減などの案内
3	２月５日	・社会保険加入者への高額医療合算介護サービス等費の支給 ・介護保険の保険料，利用料は所得控除の対象となります

【ホームページの活用（掲載内容）】

タイトル	内容
介護保険	相談窓口・介護保険料・介護保険のサービス・各種書式ダウンロード
介護予防・日常生活支援総合事業	説明会資料・各種書式ダウンロード・調布市高齢者家事援助ヘルパーの養成
介護保険サービス空き情報	介護保険事業所の空き情報（月１回更新）

【パンフレット等の作成・配布（令和元年度）】

名称		配布方法等
1	介護保険のしおり	被保険者証に同封
2	介護保険負担割合証のしおり	負担割合証に同封
3	居宅介護支援事業所一覧	新規・更新認定者への認定証送付時に同封
4	総合事業の利用案内	新規・更新認定者への認定証送付時に同封
5	介護保険料のご案内	納入通知書・決定通知書に同封
6	福祉用具購入費の支給，住宅改修費の支給	希望者へ配布
7	介護保険制度の概要（介護保険担当作成）	受付・相談時に使用
8	「介護給付費通知書」についてのお知らせ	介護給付費通知書発送時に同封
9	調布市地域密着型サービス	窓口配布
10	調布市認知症高齢者グループホーム一覧（グループホーム連絡会作成）	窓口配布
11	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のご案内	受付・相談時及び説明会実施時に使用
12	介護サービス事業者ガイドブック「ハートページ」	受付・相談時に使用及び窓口配布

【出前講座等実施状況】

年度	回数	人数
平成29年度	２回	50人
平成30年度	４回	117人
令和元年度	２回	46人

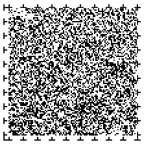

③　介護保険サービス利用料の負担軽減

介護保険施設を利用した場合に，申請により認定を行い，食費や居住費（滞在費）を減免する特定入所者介護サービス費の支給（負担限度額認定制度）のほか，介護保険サービスの利用者負担額が一定の上限を超えた場合に，申請により超過分を支給する高額介護サービス費の支給，医療保険の高額療養費と介護保険の高額介護サービス費の両制度を適用しても残る自己負担額について，一定の限度額を超えた場合に超過分を支給する高額医療合算介護サービス費の支給を行いました。

また，介護サービス利用者のうち，所得の低い方に対する利用者負担額の軽減を引き続き行いました。

【特定入所者介護サービス費の支給（負担限度額認定制度）】

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予防給付費	件数	30 件	42 件	68 件
	給付費	91,800 円	171,200 円	182,514 円
介護給付費	件数	16,851 件	16,784 件	17,609 件
	給付費	329,138,540 円	325,148,595 円	336,228,397 円

【高額介護サービス費の支給】

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予防給付費	件数	440 件	331 件	387 件
	給付費	623,104 円	645,297 円	645,522 円
介護給付費	件数	28,260 件	29,563 件	30,870 件
	給付費	341,686,619 円	385,585,900 円	446,620,773 円

【高額医療合算介護サービス費の支給】

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予防給付費	件数	75 件	42 件	78 件
	給付費	940,338 円	349,427 円	1,293,724 円
介護給付費	件数	1,660 件	942 件	1,904 件
	給付費	61,260,831 円	31,684,706 円	76,201,958 円

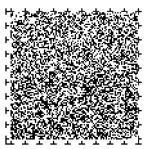

【生計困難者に対する利用者負担額軽減制度】

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
介護保険サービス事業者	件数	14 件	0 件	0 件
	助成額	14,759 円	0 円	0 円
	事業所数	2 か所	0 か所	0 か所
社会福祉法人	件数	107 件	98 件	122 件
	助成額	834,438 円	673,642 円	795,760 円
	事業所数	9 か所	8 か所	12 か所

④　介護保険制度改正への対応

平成30年４月から指定居宅介護支援事業者の指定監督権限が都道府県から市区町村へ移譲されたことに伴い，事業者指定に係る事務を適正に行うとともに，介護支援専門員の資質の向上を含め，適切なケアマネジメントを推進していくため，研修の実施など支援の充実を図りました。

第８期計画の取組

①　サービスの質の向上に対する取組

ア　介護支援専門員調布連絡協議会，介護保険サービス事業者調布連絡協議会への支援

利用者が安心してサービスを受けることができるよう，介護支援専門員調布連絡協議会や介護保険サービス事業者調布連絡協議会と，引き続き，連携を図ります。

イ　介護人材の確保・育成

介護ニーズに的確に対応し，サービスを安定的に供給するとともに，質の高いサービスを提供するため，介護人材の確保・育成に取り組みます。引き続き，「調布市福祉人材育成センター」による介護職員初任者研修や高齢者家事援助ヘルパー養成研修を通じた新たな介護人材の確保に取り組みます。国や東京都が推進する介護ロボット・ＩＣＴの活用による職員の負担軽減や外国人人材の受入れ環境整備などの取組については，導入に当たって課題があることから，事業者等のニーズを踏まえた支援を検討します。

また，働きやすい職場環境の醸成に向け，ハラスメント対策などについても検討します。

適切かつ効果的なサービスの提供を推進するためには，介護支援専門員とのより密接な連携が重要であり，引き続き，介護支援専門員からの要望等を踏まえた研修の実施に向けて連携を図ります。併せて，各種研修の実施に当たっては，受講の促進に向けたＩＣＴの活用などに取り組みます。

そのほか，他自治体や各事業所における効果的な取組の把握に努めていきます。

ウ　文書負担の軽減

指定申請に係る関係書類や実地指導時の提出書類等の簡略化など，引き続き，介護分野の文書に係る負担軽減を図り，事業者の業務効率化につなげます。

エ　福祉サービス第三者評価・介護サービス情報公表システムの活用支援

介護サービス事業所に対し，福祉サービス第三者評価の受審を促すとともに，受審費用の助成を行います。また，介護サービス情報公表システムについても情報提供を行い，活用を促します。

②　利用者への情報提供・支援

ア　情報の収集と情報提供体制の充実

介護保険制度の改正をはじめとする各種情報を的確に把握し，市報やホームページ，調布エフエム放送などの各種媒体を活用した，わかりやすい情報提供に努めるほか，市民を対象とした「出前講座」を実施します。

イ　相談・要望などへの対応

介護サービスの苦情については，調布市，事業所，東京都国民健康保険団体連合会に窓口が設置され，各機関が特性を活かした対応を行っています。

引き続き，東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携しながら，相談・要望などへの対応を行います。

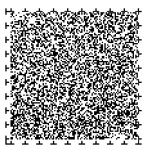

③　介護保険サービス利用料の負担軽減

ア　特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給（負担限度額認定制度）

低所得の要介護（支援）者が，介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した場合の補足給付として，食費・居住（滞在）費を支給するものです。

なお，利用者負担段階及び預貯金等の資産要件の見直しが行われ，自己負担が引き上げられる予定です。

イ　高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護サービスを利用した要介護（支援）者が，１か月間に支払った利用者負担額が一定の上限を超えたとき，申請により支給するものです。

なお，現役並み所得者のうち，年収770万円以上の方については，利用者負担額の上限が引き上げられる予定です。

ウ　高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

医療及び介護の利用者の負担を軽減する措置として，各医療保険（国民健康保険，被用者保険，後期高齢者医療制度）における世帯内で，医療及び介護両制度における自己負担額が，一定の上限額を超える部分について支給するものです。

エ　生計困難者に対する利用料の負担軽減制度

低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について，介護保険サービスの利用促進を図ることを目的として，介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が，利用料及び食費・居住費の利用者負担を軽減するものです。なお，この対象サービスを拡大し，軽減主体についても，全ての事業者に拡大した介護サービス提供事業者による軽減制度も継続して実施します。

オ　介護保険制度改正への対応

介護保険サービス利用料の負担軽減における制度変更について，市報や市ホームページなどによる利用者への周知を行うほか，各種会議等を通じた事業者への周知を行い，円滑な制度運営に努めます。

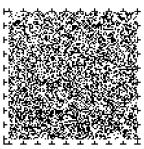

4　介護保険料

(1)　介護保険事業費の財源構成

①　標準給付費の財源構成

介護保険サービスに係る介護給付費は，サービス利用時の利用者負担を除き，50%を保険料，50%を公費で負担します。第８期計画の第１号被保険者の負担割合は，第７期計画と同じ23%となります。

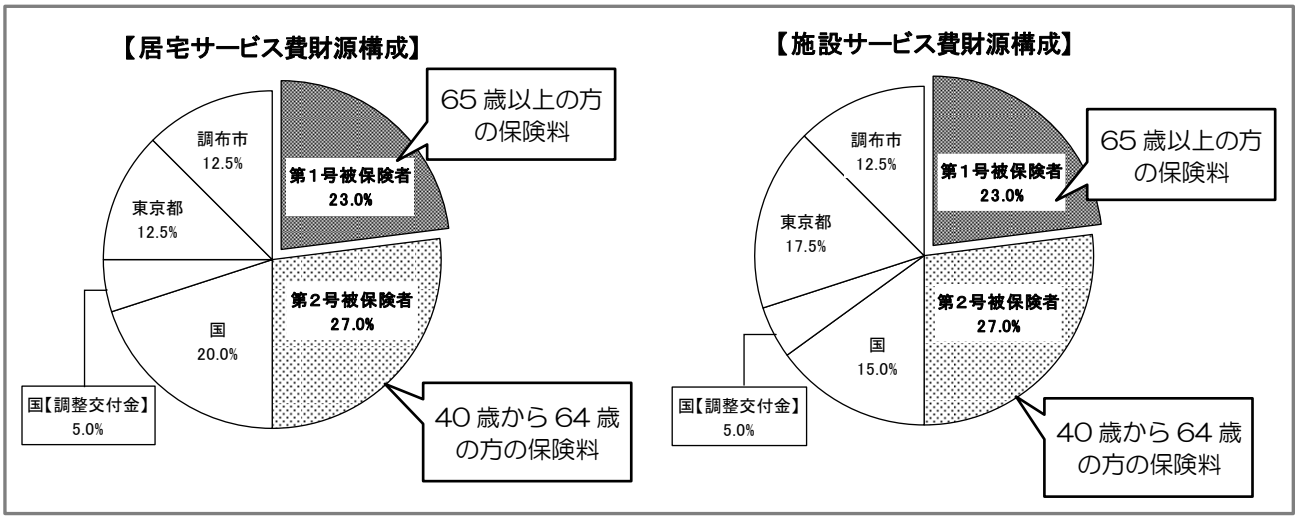

②　地域支援事業費の財源構成

地域支援事業は,「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」があり，それぞれの財源構成は，次のとおりです。

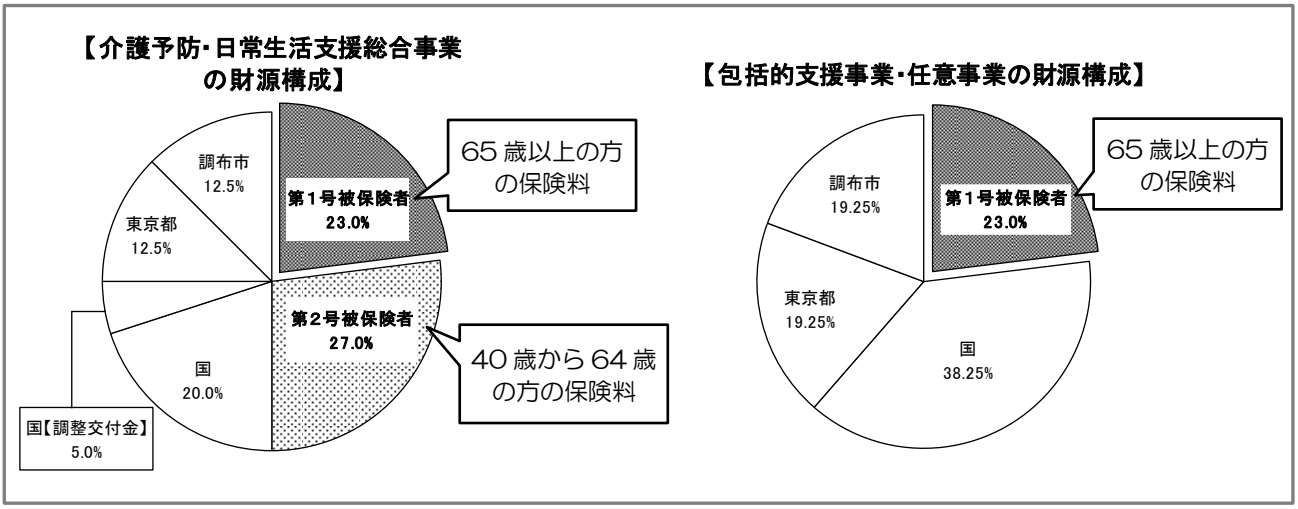

(2) 介護保険料算出の要素

① 見込み量と保険料のバランス

第１号被保険者の介護保険料は，計画期間中のサービス見込量に応じたものとなり，見込量が多ければ介護保険料が上がり，少なければ下がることになります。要支援・要介護認定者の増加，基盤整備などによる介護保険給付費の増に伴い，介護保険料基準額も上昇することになります。

② 調整交付金に対する負担

調整交付金は，市町村間における介護保険財政を調整するため，第１号被保険者の年齢階級別の分布状況，第１号被保険者の所得の分布状況などを考慮するとともに，市町村において災害，その他，特別の事情が発生した際における利用者負担の減免を行ったことによる市町村の負担を考慮して国が交付を行うものです。

なお，介護給付費財政調整交付金における後期高齢者加入割合補正係数の計算について，要介護認定率により重み付けを行う方法から，介護給付費により重み付けを行う方法への見直しが予定されています。

③ 介護報酬の改定

令和３年度の介護報酬改定は，地域包括ケアシステムの推進，自立支援・重度化防止の推進，感染症や災害への対応力強化，介護人材の確保・介護現場の革新，制度の安定性・持続可能性の確保を基本的な視点として，プラス0.70%とされており，介護給付費の推計に反映しています。

④ 介護保険給付費等準備基金の活用

介護保険給付費等準備基金は，介護保険給付費の財源として，過不足を調整するために設置された基金で，３年間の介護保険事業計画により積立と取り崩しの計画を立てます。

第８期計画期間の介護保険料の設定に当たっても，第７期計画期間末の基金残高を活用し，保険料の負担軽減を図ります。

⑤ 財政安定化基金

財政安定化基金は，介護保険料の不足が生じたときに，市町村に対して資金の交付や貸付を行うことを目的に，都道府県に設置されたものです。

なお，第８期計画期間では，この基金の活用は見込んでいません。

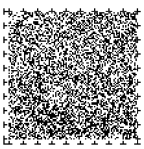

(3) 第８期介護保険料

第８期計画における第１号被保険者の介護保険料基準額は，月額5,900円とします。

介護保険法における第１号被保険者の介護保険料標準所得段階は９段階となっていますが，調布市では，負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定を行うため，引き続き，１４段階を設定します。

【所得段階別の介護保険料】

所得段階	対　象　者	基準額に対する割合	月額保険料 年間保険料
第１段階	生活保護受給者，中国残留邦人等支援給付受給者及び世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者，世帯全員が市町村民税非課税で，前年度の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.3	1,770 円 21,240 円
第２段階	世帯全員が市町村民税非課税で，所得段階が第１段階以外の方で，前年中の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.5	2,950 円 35,400 円
第３段階	世帯全員が市町村民税非課税で，所得段階が第１段階及び第２段階以外の方	0.7	4,130 円 49,560 円
第４段階	本人は市町村民税非課税であるが，同じ世帯の中に市町村民税課税者がいる方のうち，本人の前年中の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.8	4,720 円 56,640 円
第５段階	本人は市町村民税非課税であるが，同じ世帯の中に市町村民税課税者がいる方のうち，第４段階以外の方	1	5,900 円 70,800 円
第６段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が120万円未満の方	1.1	6,490 円 77,880 円
第７段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.25	7,375 円 88,500 円
第８段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	8,850 円 106,200 円
第９段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.7	10,030 円 120,360 円
第１０段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.9	11,210 円 134,520 円
第１１段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	2.2	12,980 円 155,760 円
第１２段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.4	14,160 円 169,920 円
第１３段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が1,500万円以上3,000万円未満の方	2.65	15,635 円 187,620 円
第１４段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が3,000万円以上の方	2.9	17,110 円 205,320 円

【月額基準額の算出方法】

月額基準額 ＝ 保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 ÷ 補正第１号被保険者数 ÷１２か月

5,900 円　　11,210,386,258 円　　98%　　161,579 人

なお，団塊の世代が後期高齢者となる令和７年（2025年）度には，高齢化率が22.1％となることを想定しており，サービス見込量等について，これまでの推移を考慮して試算すると，介護保険料基準額は，月額7,000円程度（基金の活用を見込む前の金額）となることが想定されます。

(4) 低所得者の負担軽減の取組

① 介護保険料の減免

第１号被保険者の介護保険料について，第７期計画では，所得段階が第２段階，第３段階で，収入・預貯金，扶養関係などの要件を満たす方を対象に，介護保険料の軽減を実施しました。第８期計画においても継続して実施します。

【独自減額制度の内容】

対象者	所得段階が第２段階，第３段階で，収入・預貯金が一定額以下であり，扶養関係，資産状況についても基準に該当する方
減額内容	第２段階，第３段階から第１段階の保険料へ減額
対象者数	約 50 人（３年間）
減額総額	約 700,000 円（３年間）

② 低所得者の保険料軽減

平成27年４月１日から，公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みができたことを受け，第６期計画から所得段階第１段階の保険料について，基準額に対する割合を0.5から0.45に引き下げました。第７期計画では，２年目である令和元年度から，更に軽減対象を第２段階，第3段階まで拡充して軽減の強化を図りました。

第８期計画においても，この仕組みを活用して実施していきます。

【低所得者の第１号保険料軽減強化に係る調布市の第７期計画期間の介護保険料基準額に対する割合】

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
第１段階	0.5 → 0.45	0.45 → 0.375	0.375 → 0.3
第２段階	0.625	0.625 → 0.5625	0.5625 → 0.5
第３段階	0.75	0.75 → 0.725	0.725 → 0.7

(参考)　第７期計画期間における介護保険料の状況

【令和２年度当初の所得段階別賦課状況】

所得段階	対　象　者	基準額に対する割合	月額保険料 年間保険料	被保険者数	人数割合	所得段階別調定額 調定額	 割合
第１段階	生活保護受給者，中国残留邦人等支援給付受給者及び世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者，世帯全員が市町村民税非課税で，前年度の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.3	1,680 円 20,160 円	9,650 人	18.7%	192,631 千円	5.6%
第２段階	世帯全員が市町村民税非課税で，所得段階が第１段階以外の方で，前年中の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.5	2,800 円 33,600 円	3,555 人	6.9%	118,866 千円	3.4%
第３段階	世帯全員が市町村民税非課税で，所得段階が第１段階及び第２段階以外の方	0.7	3,920 円 47,040 円	3,218 人	6.2%	150,451 千円	4.4%
第４段階	本人は市町村民税非課税であるが，同じ世帯の中に市町村民税課税者がいる方のうち，本人の前年中の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.8	4,480 円 53,760 円	6,542 人	12.7%	349,818 千円	10.1%
第５段階	本人は市町村民税非課税であるが，同じ世帯の中に市町村民税課税者がいる方のうち，第４段階以外の方	1	5,600 円 67,200 円	5,202 人	10.1%	348,711 千円	10.1%
第６段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が120万円未満の方	1.1	6,160 円 73,920 円	5,783 人	11.2%	425,767 千円	12.3%
第７段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.25	7,000 円 84,000 円	6,975 人	13.5%	582,855 千円	16.9%
第８段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.5	8,400 円 100,800 円	4,384 人	8.5%	440,286 千円	12.7%
第９段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.7	9,520 円 114,240 円	2,277 人	4.4%	259,053 千円	7.5%
第１０段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.9	10,640 円 127,680 円	1,689 人	3.3%	214,889 千円	6.2%
第１１段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	2.2	12,320 円 147,840 円	1,021 人	2.0%	149,894 千円	4.3%
第１２段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.4	13,440 円 161,280 円	518 人	1.0%	83,112 千円	2.4%
第１３段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が1,500万円以上3,000万円未満の方	2.65	14,840 円 178,080 円	458 人	0.9%	81,198 千円	2.4%
第１４段階	本人が市町村民税課税者で，前年中の合計所得金額が3,000万円以上の方	2.9	16,240 円 194,880 円	294 人	0.6%	57,044 千円	1.7%
合　　計				51,566 人	100.0%	3,454,574 千円	100.0%

※単位未満を四捨五入のため，数値が一致しない場合があります。

【保険料の調定額と収納額】

年度	調定額（千円）			収納額（千円）			不納欠損額（千円）	収納率	
	現年度分	滞納繰越分	合計	現年度分	滞納繰越分	合計		現年度分	滞納繰越分
平成30年度	3,566,186	101,041	3,667,227	3,524,270	20,384	3,544,655	38,810	98.82%	20.17%
令和元年度	3,541,229	88,224	3,629,453	3,503,730	18,317	3,522,047	28,794	98.94%	20.76%

※単位未満を四捨五入のため，数値が一致しない場合があります。